

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
（当たる翌日）

空き缶等の散乱防止、清掃その他の環境美化の促進に関する取組の推進を図り、もって本県の美観の保持及び快適な生活環境の保全に資することとした。

## 二 定義（第二条関係）

この条例において使用する用語の定義を定めることとした。

## 三 県民等の責務（第三条関係）

1 県民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰らなければならないこととした。ただし、空き缶等を適正に収容することができるごみ容器が設置されている場合においては、空き缶等を当該ごみ容器に収容することができることとした。

## 四 事業者の責務（第四条関係）

1 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、空き缶等の散乱防止に努めるとともに、県又は市町村が実施する環境美化施策に協力しなければならないこととした。

2 容器入り飲料を屋外又は屋外に面した場所で販売する者（自動販売機によつて販売する者を含む。）は、その販売する場所に当該容器を回収するごみ容器を設置しなければならないこととした。

3 旅館業、旅客運送業、土産品販売業その他観光に関する事業を行つ者には、空き缶等の散乱防止に関して旅行者の協力が得られるよう努めなければならないこととした。

## 五 土地占有者等の責務（第五条関係）

1 土地占有者等は、その占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、県又は市町村が実施する環境美化施策に協力しなければならないこととした。

## 一 目的（第一条関係）

この条例は、県民、事業者、土地占有者等、市町村及び県が一体となつて、

公布された条例のあらまし

◇鳥取県環境美化の促進に関する条例

は、必要な場所に空き缶等を回収するごみ容器を設置するよう努めなければならぬこととした。

#### 六 市町村の責務（第六条関係）

1 市町村は、地域の実情に応じた環境美化施策を策定し、これを実施することとした。

2 市町村は、必要な場所に空き缶等を回収するごみ容器を設置しなければならないこととした。

#### 七 県の責務（第七条関係）

1 県は、総合的かつ広域的な環境美化施策を策定し、これを実施することとした。

2 県は、市町村が実施する環境美化施策について、必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めることとした。

#### 八 投棄の禁止（第八条、第十七条関係）

県民等は、みだりに空き缶等を捨ててはならないこととし、十の1の指定地区内においてこれに違反した者は、二万円以下の罰金に処することとした。

#### 九 推進体制の整備（第九条関係）

県は、市町村、事業者、土地占有者等及び県民と一緒にとなって、環境美化を推進する体制を整備することとした。

#### 十 環境美化促進地区の指定（第十条関係）

1 知事は、市町村長の申出に基づき、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある地区であって、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区（以下「指定地区」という。）として指定することができる

こととした。

2 1の申出には、市町村長が作成した環境美化促進計画を添付することとした。

#### 十一 環境美化促進計画（第十一条関係）

1 十の2の環境美化促進計画（以下単に「計画」という。）には、指定地区

内で実施する環境美化施策に関する事項等を定めることとした。

2 県は、市町村に対し、計画の実施に必要な助言、情報の提供その他の支援を行うこととした。

3 指定地区内の事業者及び土地占有者等は、積極的に計画に協力しなければならないこととした。

4 指定地区内の公園等管理者は、計画に基づき必要な場所に空き缶等を回収するごみ容器を設置しなければならないこととした。

#### 十二 環境美化指導員（第十二条関係）

知事は、指定地区における環境美化の促進のため、環境美化指導員を委嘱することができることとし、環境美化指導員は、指定地区内において、空き缶等の散乱防止に関する県民等の指導その他の活動を行うこととした。

#### 十三 事業者等に対する助言等（第十三条関係）

1 市町村長は、事業者及び土地占有者等に対して、環境美化の促進のために必要な助言又は指導を行うことができることとした。

2 知事は、指定地区内の事業者及び土地占有者等が、1の指導に従わないとときは、当該指導に従うよう勧告することができることとした。

#### 十四 環境美化促進月間（第十四条関係）

環境美化の促進を図るため、九月及び十月を環境美化促進月間とすることとした。

#### 十五 その他（第十五条、第十六条関係）

1 この条例の規定は、市町村が環境美化の促進に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないこととした。

2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

#### 十六 施行期日等

1 この条例は、平成九年七月一日から施行することとした。ただし、八の罰則については、平成十年一月一日から施行することとした。

2 知事は、この条例の施行後三年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

◇鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例

一 目的（第一条関係）

この条例は、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

二 設置（第二条関係）

国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発展と文化の振興を図るため、鳥取県立米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）を米子市に設置することとした。

三 利用の許可（第三条関係）

センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

四 行為の制限等（第四条関係）

1 センターにおいては、その施設設備を毀損する等の行為をしてはならないこととした。

2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができることとした。

五 措置命令（第五条関係）

知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができるのこととした。

六 利用許可の取消し（第六条関係）

知事は、利用者が利用許可の条件に違反したときその他特定の事由に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができるのこととした。

七 管理の委託（第七条関係）

知事は、センターの施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財團法人とつとりコンベンションビューロー（以下「管理受託者」という。）に委託することとした。

八 利用料金（第八条関係）

センターの利用に当たっては、所定の料金（以下「利用料金」という。）を管理受託者の収入として收受させることとした。

九 利用料金の減免（第九条関係）

八にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。

十 規則への委任（第十条関係）

この条例に定めるもののほか、センターの管理に関する事項は、規則で定めることとした。

十一 施行期日等

1 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

2 長期かつ独占的な利用について議会の議決を要する重要な公の施設としてセンターを指定するため、重要な公の施設等の指定等に関する条例について所要の改正をすることとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 職員が航空機に搭乗し、次の業務に従事したときには、航空機搭乗業務手当を支給することとした。（新第三十七条第一項関係）

1 消火活動、救急業務その他の消防活動

2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務

3 教育訓練

4 1から3までに掲げる業務に相当すると人事委員会が認める業務

二 航空機搭乗業務手当の額は、職員が業務に従事した時間一時間につき千九百円とすることとした。(新第二十七条第一項関係)

三 海上における飛行距離が百キロメートル以上の救助業務等に従事した場合における航空機搭乗業務手当の額について加算措置を講ずることとした。(新第三十七条第三項、第四項関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この条例は、平成九年十月一日から施行することとした。

#### ◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

##### 一 個人の県民税に関する事項

平成十年一月一日以後の支払に係る退職所得の分離課税に係る所得割の税率のうち課税所得金額七百万円を超える部分に適用される県民税の税率を三%(現行四%)に改めることとした。(第三十八条の四関係)

##### 二 特別地方消費税に関する事項

飲食、宿泊等をした者に対し課する特別地方消費税を廃止することとした。

(第二章第七節関係)

##### 三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

##### 四 施行期日等

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行することとした。ただし、一は、平成十年一月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

#### ◇鳥取県當住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 次の県宮住宅を設置することとした。(別表第一関係)

名 称	位 置
-----	-----

清谷 団地 倉吉市清谷

一 赤崎港団地のうち、建替えに伴い東伯郡赤崎町大字太一垣に移転した県當住

宅の名称を城山団地に改めることとした。(別表第一、別表第一関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一は、規則で定める日から施行することとした。

#### 条 例

鳥取県環境美化の促進に関する条例をここに公布する。

平成九年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県条例第十五号

鳥取県環境美化の促進に関する条例

##### (目的)

第一条 この条例は、県民、事業者、土地占有者等、市町村及び県が一体となって、空き缶等の散乱防止、清掃その他の環境美化の促進に関する取組の推進を図り、もつて本県の美観の保持及び快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む)、たばこの吸い殻、ガムのかみかす(紙に包んだものを含む)及び紙くず

をいう。

二 県民等 県民、県内に滞在する者及び県内を通過する者をいう。

三 土地占有者等 土地を占有し、又は管理する者をいう。

(県民等の責務)

第三条 県民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰らなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県民等は、空き缶等を適正に収容することができるごみ容器が設置されている場合においては、空き缶等を当該ごみ容器に収容することができる。この場合において、当該ごみ容器が空き缶等を分別して収容することができるごみ容器であるときは、県民等は、空き缶等を適正に分別して当該ごみ容器に収容しなければならない。

3 県民等は、県又は市町村が実施する空き缶等の散乱防止、清掃その他の環境美化の促進に関する施策(以下「環境美化施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、空き缶等の散乱防止に努めるとともに、県又は市町村が実施する環境美化施策に協力しなければならない。

2 容器入り飲料を屋外又は屋内に面した場所で販売する者(自動販売機によつて販売する者を含む。以下「飲料販売者」という。)は、その販売する場所に当該容器を回収するごみ容器を設置し、これを適正に管理するとともに、周辺の清掃を行わなければならない。

(投棄の禁止)

第八条 県民等は、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

(推進体制の整備)

第九条 県は、市町村、事業者、土地占有者等及び県民と一緒に、環境美化を推進する体制を整備するものとする。

(環境美化促進地区の指定)

第十条 知事は、市町村長の申出に基づき、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある地区であつて、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区(以下「指定地区」という。)として指定することができる。

(土地占有者等の責務)

第五条 土地占有者等は、その占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、県又は市町村が実施する環境美化施策に協力しなければならない。

2 公園、広場、駅、バスターミナル、展望駐車場その他の公共の場所を管理する者

(以下「公園等管理者」という。)は、必要な場所に空き缶等を回収するごみ容器を設置し、これを適正に管理するよう努めなければならない。

3 公園等管理者は、前項の規定によりごみ容器を設置するときは、空き缶等を分別して収容することができるごみ容器とするよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第六条 市町村は、地域の実情に応じた環境美化施策を策定し、これを実施するものとす。

2 市町村は、必要な場所に空き缶等を回収するごみ容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、総合的かつ広域的な環境美化施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、市町村が実施する環境美化施策について、必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

二 鳥取県景観形成条例(平成五年二月鳥取県条例第二号)第七条の規定により指定された景観形成地域の区域

三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域

区域

四 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第九条第九項に規定する商業地域の区域

五 その他環境美化の促進を図る必要があると認められる区域

2 前項の申出には、市町村長があらかじめその申出に係る区域内の関係者と協議して作成した環境美化促進計画を添付するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、第一項の申出をするよう要請することができる。

4 知事は、指定地区を指定するときは、その旨及びその区域並びに指定年月日を告示するものとする。

5 前各項の規定は指定地区の指定の変更について、第一項及び前二項の規定は指定地区の指定の解除について準用する。

（環境美化促進計画）

第十二条 前条第二項に規定する環境美化促進計画（以下単に「計画」という。）には、

第十三条 市町村が、空き缶等の散乱防止、清掃その他の環境美化活動を県民運動として展開するため、九月及び十月を環境美化促進月間とする。  
（環境美化促進月間）

第十四条 県民の間に環境美化の促進についての関心と理解を深めるとともに、環境美化活動を県民運動として展開するため、九月及び十月を環境美化促進月間とする。

2 県及び市町村は、環境美化促進月間にその趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

（市町村条例との関係）

第十五条 この条例の規定は、市町村が、空き缶等の散乱防止、清掃その他の環境美化の促進に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（委任）

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（罰則）

第十七条 指定地区内において第八条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

（附 則）

（施行期日）

1 この条例は、平成九年七月一日から施行する。ただし、第十七条の規定は、平成十一年一月一日から施行する。

（検討）

2 知事は、この条例の施行後三年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十二条 知事は、指定地区における環境美化の促進のため、指定地区を管轄する市町村長が推薦する者のうちから、環境美化指導員を嘱託することができる。

2 環境美化指導員は、指定地区内において、空き缶等の散乱防止に関する県民等の指

導その他の活動を行うものとする。

（事業者等に対する助言等）

第十三条 市町村長は、事業者及び土地占有者等に対して、環境美化の促進のために必要な助言又は指導を行うことができる。

2 知事は、指定地区内の事業者及び土地占有者等が、前項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成九年六月二十二日

### 鳥取県条例第十六号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 四 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

#### (措置命令)

第五条 知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第三条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

#### (利用許可の取消し)

第六条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

二 前条の命令に従わないとき。

三 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

四 利用許可の条件に違反したとき。

五 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

六 その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

#### (管理の委託)

第七条 知事は、センターの施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財團法人とつどりコンベンションビューロー（以下「管理受託者」という。）に委託する。

#### (利用料金)

第八条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとし、管理受託者の収入として收受させる。

#### (利用料金の減免)

第四条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

一 センターの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

第九条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合に、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関する事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成九年六月鳥取県条例第十六号)第二条の規定により設置された鳥取県立米子コンベンションセンター

## 別表(第八条関係)

## 1 施設利用料

## (一) 会議等に利用する場合

区 分	午前 の利用 料	午後 の利用 料	夜間 の利用 料	全日 の利用 料	金額	
					休日 に利用 する場合	入場料の最高額が三千円 を超えるとき。
平日に利用 する場合	入場料を徴収しないとき。 入場料の最高額が三千円 を超えるとき。	入場料の最高額が三千円 以下のとき。	入場料を徴収しないとき。 入場料の最高額が三千円 以下のとき。	入場料を徴収しないとき。 入場料の最高額が三千円 以下のとき。	五〇、九五〇円	一〇一、九〇〇円
六五、三二〇円	五一、二六〇円	一〇四、五二〇円	八四、九二〇円	一〇六、一五〇円	六五、三二〇円	一三〇、六五〇円
一一〇、六五〇円	一六三、三三〇円	二二六、三二〇円	二六一、三二〇円	二二七、三二〇円	三三六、六四〇円	三三六、六四〇円

## (二)

## 見本市等に利用する場合

区 分	単 位	金 額	備考	
			入場料を徴収しないとき 及び入場料の最高額 が三千円以下のとき。	入場料を徴収しないとき が三千円以下のとき。
入場料を徴収しないとき。 入場料の最高額が三千円 以下のとき。	一時間につき	二七、一〇〇円	五〇、九五〇円	一〇一、九〇〇円
入場料を徴収しないとき。 入場料の最高額が三千円 を超えるとき。	一時間につき	四〇、七〇〇円	六二、七二〇円	一一六、七八〇円
			五八、三九〇円	一二五、四二〇円
			一九五、九八〇円	二二七、三八〇円
			三一三、五七〇円	二五四、七七〇円
			九七、九九〇円	一九五、九八〇円

## 備考

一 この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。

二 この表において「午前」とは午前九時から正午までをいい、「午後」とは午後一時から午後五時までをいい、「夜間」とは午後六時から午後十時までをいい、「全日」とは午前九時から午後十時までをいい。

三 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。

四 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。

五 午前零時から午前九時まで又は午後十時から午後十二時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。

六 正午から午後一時まで又は午後五時から午後六時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く)の利用料(以下「延長利用料」という。)の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後一時までの間の利用に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後五時から午後六時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

## 2

区		分		午前の利用料 金額	午後の利用料 金額	夜間の利用料 金額	全日の利用料 金額
平日に 利用す る場合	入場料を徴収しないと き及び入場料の最高額 が千円以下のとき。	入場料を徴収しないと き及び入場料の最高額 が三千円以下のとき。	入場料を徴収しないと き及び入場料の最高額 が五千円以下のとき。				
入場料の最高額が三千円 以下のとき。	七、八二〇円	六、三五〇円	四、八九〇円				
入場料の最高額が三千円 以上のとき。	一五、六四〇円	二二、七一〇円	九、七八〇円				
入場料の最高額が五千 円を超えるとき。	一九、五六〇円	一五、八九〇円	一二、三一〇円				
入場料の最高額が五千 円を超えるとき。	三五、二二〇円	三二、七八〇円	二四、四五〇円				

## 小ホール等利用料

する場合		営利の目的としないと き。	入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が三千円以下のとき。	入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が三千円を超えるとき。	一時間につき	二三、五五〇円
休日に利用 する場合	當利を目的とするとき。 當利を目的としないとき。 當利を目的としないとき。	入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が三千円以下のとき。 入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が三千円を超えるとき。 入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が三千円以下のとき。	一時間につき	二〇、三五〇円	一時間につき	二〇、三五〇円
		入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が三千円以下のとき。	一時間につき	三三、六〇〇円	一時間につき	三三、六〇〇円
		入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が三千円以下のとき。	一時間につき	四八、九〇〇円	一時間につき	四八、九〇〇円
		入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が三千円を超えるとき。	一時間につき	一六、三〇〇円	一時間につき	一六、三〇〇円
		入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が三千円を超えるとき。	一時間につき	二四、四五〇円	一時間につき	二四、四五〇円

## 備考

一 この表は、見本市、展示会、品評会、展覧会、競技会、スポーツその他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。

二 この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(一)の表備考第二号及び第四号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。

三 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

四 二分の一面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の二分の一に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

五 知事が定めるコンセントから電気を使用したとき、又は冷房若しくは暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

## 3

## 会議室等利用料

区		分		単 位	金 額	小ホ ール		入場料の最高額が五千 円を超えるとき。	九、七八〇円	一九、五六〇円	二四、四五〇円	四八、九〇〇円
午前 時間につ き	午後 時間につ き	夜間 時間につ き	全日 時間につ き			第一樂屋	第二樂屋					
第一会議室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		七〇円	二九〇円	五九〇円	五四〇円	六七〇円	一、三五〇円	一、四五〇円	一、四五〇円
第二会議室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		一〇〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	二九〇円	二、九九〇円	二、九九〇円	二、九九〇円
第三会議室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		一〇〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	二七〇円	五、四二〇円	五、四二〇円	五、四二〇円
第四会議室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		一〇〇円	二七〇円	五四〇円	五四〇円	六七〇円	一、三五〇円	一、三五〇円	一、三五〇円
第五会議室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		一〇〇円	四八〇円	四八〇円	四八〇円	六〇〇円	一、二二〇円	一、二二〇円	一、二二〇円
第六会議室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		一〇〇円	三八〇円	七六〇円	九六〇円	一九〇円	一、九二〇円	一、九二〇円	一、九二〇円
第七会議室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		一〇〇円	五一〇円	一〇二〇円	一〇二〇円	二八〇円	二、五六〇円	二、五六〇円	二、五六〇円
第八会議室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		一〇〇円	一〇〇円	四八〇円	六〇〇円	二二〇円	二、二二〇円	二、二二〇円	二、二二〇円
樂屋事務室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一、八五〇円	一、八五〇円	一、八五〇円
リハーサル室	一時間につき	一時間につき	一時間につき		一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	三、七〇〇円	三、七〇〇円	三、七〇〇円

## 備考

一 この表において「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」、「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(一)の表備考第二号から第四号までに規定する午前、午後、夜間及び全日、平日及び休日並びに入場料をいう。

二 1の(一)の表備考第五号及び第六号の規定は、小ホール等の利用料の額について準用する。

第六会議室	一時間につき	一、〇四〇円
第七会議室	一時間につき	一、六三〇円
第八会議室 情報プラザ	一時間につき 一時間・平方メートルにつき	一、六三〇円 一〇円

備考

- 一 利用時間が一時間未満であるときは、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
- 二 利用面積が一平方メートル未満であるとき、又は利用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。
- 三 一件の利用料の額が百円未満である場合における当該利用料の額は、百円とするものとする。
- 四 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 五 1の(2)の表備考第四号の規定は、第二会議室、第四会議室若しくは第五会議室の二分の一室又は第七会議室の三分の一室若しくは三分の二室を利用する場合について準用する。

## 鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県条例第十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平成九年六月二十三日

- 二 設備利用料
- 設備の価格を勘案して知事が別に定める額
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

第三十八条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の二条を加える。

## (航空機搭乗業務手当)

第三十七条 航空機搭乗業務手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

## 一 消火活動、救急業務その他の消防活動

二 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務

## 三 教育訓練

四 前二号に掲げる業務に相当すると人事委員会が認める業務

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務に従事した時間一時間につき千九百円とする。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した時間一時間につき五百七十円を加算した額とする。

一 海上における飛行距離が百キロメートル以上の救助業務

二 ヘリコプターによる高度百メートル以下の低空を三十分以上飛行して行う海上における救助業務、空中で停止飛行して行うつり上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務（前号に掲げる業務を除く。）

3 日没時から日出時までの間において行う業務（前二号に掲げる業務を除く。）  
4 前二項の規定にかかわらず、飛行中のヘリコプターから降下して第一項の業務に従事した場合における同項の手当の額は、前二項の規定により得られる額にその降下した日一日につき八百七十円を加算した額とする。

## 附 則

この条例は、平成九年十月一日から施行する。

部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三十五 航空機搭乗業務手当

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県条例第十八号**

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 特別地方消費税（第九十一条—第一百八条の二）」を「第七節 削除」に改める。

第三条第一号中「ゴルフ場利用税 特別地方消費税」を「ゴルフ場利用税」に改める。

第二十一条中「特別地方消費税」を削る。

第二十四条第一項第六号中「第一百八条」を削り、「第一百二十二条の二、第六百九十九条の十四第二項」を「第六百九十九条の十四第二項」に改め、同項第七号中「第九十八条第一項若しくは第二項」及び「法第一百二十二条の二又は」を削る。

第二十八条の二第四項中「特別地方消費税」を削る。

第三十八条の四の表中「百分の四」を「百分の三」に改める。

第二章第七節の節名を次のように改める。

**第七節 削除**

第九十二条から第一百八条までを次のように改める。

第一百八条の一を削る。

**附 則**

**(施行期日)**

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二十八条の四の改正規定及び次条の規定は、平成十年一月一日から施行する。

**(県民税に関する経過措置)**

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第三十八条の四の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新条例第三十八条の二に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

**(特別地方消費税に関する経過措置)**

第三条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（この条例による改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第九十二条に規定するその他の利用行為をいう。以下同じ。）に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

2 旧条例第九十七条第一項に規定する特別地方消費税の特別徴収義務者は、知事が別に定めるところにより、施行日の前日において交付を受けている旧条例第一百条第三項の証票を返納するものとする。

3 旧条例第一百六条第一項及び第二項並びに第一百六条の二の規定は、施行日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為の状況等を記載した帳簿及び書類の保存については、なおその効力を有する。

4 旧条例第二十八条の二第四項の規定は、特別地方消費税に係る地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）第二十条の十第一項に規定する証明書については、なおその効力を有する。

**(罰則に関する経過措置)**

第四条 この条例の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例第一百六条第一項若しくは第二項又は第一百六条の一の規定に違反する

行為でこの条例の施行後にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県条例第十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	上井団地	倉吉市小田	を
谷	赤崎港団地	東伯郡赤崎町大字赤崎	に、

東伯郡赤崎町大字赤崎	上井団地	倉吉市小田	を
東伯郡赤崎町大字太一垣	赤崎港団地	東伯郡赤崎町大字太一垣	に改める。
谷	赤崎港団地	東伯郡赤崎町大字赤崎	を

団地 成美団地 みどり団地

に改める。

別表第二中

赤崎港団地

成美団地 みどり団地

を

赤崎港団地 城山

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中清谷団地に関する部分は、規則で定める日から施行する。

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成九年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県条例第二十号

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号）は、廃止する。

この条例は、平成九年七月一日から施行する。

#### 附 則

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号）は、廃止する。

この条例は、平成九年七月一日から施行する。